

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第34条関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号）の一部
を次のように改正する。

第34条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第33条まで 省略 (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)</p> <p>第34条 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、エネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条において同じ。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第35条以下 省略</p>	<p>第1条から第33条まで 省略 (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)</p> <p>第34条 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、エネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条において同じ。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第35条以下 省略</p>